目 次

津市告示

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

放置自転車等の撤去及び保管

行旅死亡人の告示

行旅死亡人の告示

市道路線の区域変更

公示送達

平成27年産水稲の共済金の支払額等の公表

公示送達

国民健康保険被保険者証の無効告示

戸籍住民基本台帳手数料等の手数料徴収事務の一部委託

津市公告

開発行為に係る工事の完了

犬の抑留

犬の抑留

開発行為に係る工事の完了

平成27年11月分津市農用地利用集積計画の決定

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市下水道排水設備指定工事店の指定

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数 選挙人名簿からの抹消者

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第270号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月3日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 1002 河芸町島崎町線 道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長(m)	
津市白塚町字境 1573 番 4 地先から	ım	0.0~.10.1	100 7	
津市白塚町字境 1581 番 4 地先まで		8.0~19.1	123. 7	
津市白塚町字境 1573 番 4 地先から	立に	9.0~.9.0	102.7	
津市白塚町字境 1581 番 4 地先まで	新	8.0~8.0	123. 7	

2 路線名 1159 栗真小川町第1号線道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長(m)
津市栗真小川町字中沢 851 番地先から	III	1 5 - 1 5	120 0
津市栗真小川町字中沢 861 番地先まで	日	1.5~1.5	138.0
津市栗真小川町字中沢 851 番地先から	立に	2.0 ~ .6.0	177.0
津市栗真小川町字中沢 861 番地先まで	新	2.0~6.0	177. 0

津市告示第271号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月3日

敢细采口.	吹 始 夕	# H H H A 区 H	供用開始
登 理留 万	整理番号 路 線 名 供 用 開 始 の 区 間		年月日
		津市白塚町字境 1573 番 4 地	
1002	 河芸町島崎町線	先から	平成27年
1002	們 云 門	津市白塚町字境 1581 番 4 地	12月4日
	先まで		
		津市栗真小川町字中沢 851 番	
		地先から	平成27年
1 1 5 9	栗真小川町第1号線	津市栗真小川町字中沢 861番 地先まで	12月4日

津市告示第272号

津市自転車等の放置の防止に関する条例12条第2項、第13条第2項及び 第14条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第1 6条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月3日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
白塚町地内	1	平成27年11月 6日
一身田平野地内	1	平成27年11月 6日
乙部地内	1	平成27年11月 6日
大門地内	1	平成27年11月 6日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成27年11月16日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成27年11月17日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成27年11月18日
藤方地内	1	平成27年11月18日
片田志袋町地内	1	平成27年11月18日
一身田中野地内	1	平成27年11月18日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成27年11月19日
久居駅前第二公共自転車等駐車場	3 1	平成27年11月19日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成27年11月24日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成27年11月24日
豊が丘おおぞら公園	1	平成27年11月27日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成27年11月25日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成27年11月26日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成27年11月30日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059 - 222 - 6307

津市告示第273号

行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第9条の規定により、行旅死亡人を告示する。

平成27年12月3日

津市長 前 葉 泰 幸

- 氏名
 不詳
- 2 年齢・性別妊娠数週32週(推定) 女
- 3 現住所不詳
- 4 本籍地不詳
- 5 人相及び特徴

不詳

6 発見した日時及び場所

平成27年3月30日午後1時30分頃、津市美杉町下之川1875番地 旧下之川診療所診察室内において美杉総合支所職員が発見。

7 死亡年月日及び原因

不詳

8 その他参考事項

遺体は瓶の中で薬品により保存されていたと考えられ、津南警察署の調べにおいて、身元が明らかにならなかったため、平成27年5月1日津南警察署より遺体の引渡しを受け、翌2日午前9時6分津市斎場にて火葬。

遺骨は津市健康福祉部援護課に安置。

津市告示第274号

行旅病人及行旅死亡人取扱法 (明治32年法律第93号) 第9条の規定により、行旅死亡人を告示する。

平成27年12月3日

津市長 前 葉 泰 幸

- 氏名
 不詳
- 2 年齢・性別 推定 20歳代~40歳代 男
- 3 現住所不詳
- 4 本籍地 不詳
- 5 人相及び特徴不詳
- 6 発見した日時及び場所

平成27年8月5日午前2時54分、津市城山三丁目14番33号 アーバンヒルズ城山北側駐車場において同マンション住人が発見。

- 7 死亡年月日及び原因推定 平成27年8月5日 午前2時30分頃脳挫滅
- 8 その他参考事項

津南警察署の調べにおいて、身元が明らかにならなかったため、平成27年9月9日津南警察署より遺体の引渡しを受け、同11日午前9時56分津市斎場にて火葬。

遺骨は津市健康福祉部援護課に安置。

津市告示第275号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 2147 新尺2号線道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長(m)	
津市白山町川口字新尺 4181 番 1 地先から	ΙΠ	2 5 - 0 0	OF 1	
津市白山町川口字新尺 4181 番 1 地先まで	日	$2.5 \sim 9.0$	95. 1	
津市白山町川口字新尺 4179 番 3 地先から	立仁	0.0-0.0	CO 0	
津市白山町川口字新尺 4181 番 15 地先まで	新	2.9~9.0	69. 0	

津市告示第276号

下記の者の平成27年度後期高齢者医療保険料額決定通知書及び後期高齢者 医療保険料納入通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条によ り準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により 公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保 管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年12月7日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考
000000000000000000000000000000000000000	00 00	
000000000000	00 00	
0000000000000	00 00	

津市告示第277号

平成27年産水稲に係る農作物共済(一筆方式)の共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例(平成18年津市条例第185号)第41条の規定により、農作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び支払方法を別紙のとおり公表する。

平成27年12月9日

平成27年産 農作物共済(水稲)加入者ごと共済金支払額一覧

加入者		区 名	農作物共済	共済金の	 共済金の支払期日	共済金の
			減収量(kg)	支払額(円)		支払方法
	津市 藤水	垂水北中	891	178,200	平成27年12月22日	口座振込
	津市 白塚 津市 神戸	白塚 神戸第9 下村	94	18,800 25,400	同上	同上 "
	津市 神戸	神戸第2 下村神戸第2 笛瀬古	219	43,800	,,, ,,	"
	津市 神戸	野田第1 観音組	87	17,400		"
	津市 櫛形	殿村	566	113,200	"	"
	津市 櫛形	殿村	11,363	2,272,600		"
	津市 櫛形	殿村	838	10,056	IJ	"
A9	津市 櫛形	五軒町	733	146,600	IJ	"
A10	津市 櫛形	産品1	282	56,400	IJ	"
A11	津市 櫛形	産品2	246	49,200	IJ	"
	津市 櫛形	産品2	471	94,200	IJ	"
	津市 片田	薬王寺	104	20,800	IJ	"
	津市 片田	久保世古垣内	155	31,000	IJ	"
	津市 片田	田中2	217	43,400	II	"
	津市 片田	長谷場北出	571	114,200	<i>II</i>	"
	津市 大里	西睦合	47	564	"	"
	津市 大里 津市 高野尾	岡山 里北	303 320	60,600 64,000	II II))))
	再用 尚野尾 河芸町	南黒田	136	27,200))]]	"
	芸濃町 明	楠原中	93	18,600		"
C2	芸濃町 明	楠原東	91	18,200	,,, ,,	"
C3	芸濃町 明	中縄	148	29,600		"
C4	芸濃町 明	中縄	31	6,200		"
C5	芸濃町 明	忍田	10	2,000	IJ	"
C6	芸濃町 安西	北神山	370	74,000	IJ	"
C7	芸濃町 安西	萩野	145	29,000	IJ	"
C8	芸濃町 安西	萩野	121	24,200	IJ	"
С9	芸濃町 安西	萩野	165	33,000	IJ	11
C10	芸濃町 安西	萩野	414	82,800	IJ	"
C11	芸濃町 安西	萩野	567	113,400	IJ	"
C12	芸濃町 安西	岡本	18	3,600	IJ	11
C13	芸濃町 雲林院	市場	104	20,800	JJ]]
D1	安濃町 草生	岩城	15	3,000	"]]
D2 D3	安濃町 草生 安濃町 草生	岩城 岩城	288 147	57,600 1,764	II II	JJ
	安濃町 草生	 	112	22,400		"
	安濃町 草生	生水	149		JJ	"
	安濃町 草生	生水	203			"
	安濃町 草生	二子	332	66,400	IJ	"
	安濃町 草生	二子	6,162	1,232,400	IJ	"
	安濃町 村主	井上	2,758	551,600	IJ	11
D10	安濃町 村主	浄土寺	184	36,800	IJ	IJ
D11	安濃町 明合	野口	591	118,200	IJ	IJ
	安濃町 明合	栗加	158		IJ	IJ
	安濃町 明合	栗加	1,302	260,400	IJ	IJ
	安濃町 明合	栗加	284	56,800	IJ]]
	美里町 高宮	五百野	434	86,800	<i>II</i>	"
	美里町 高宮	足坂	31	6,200	<i>II</i>]]
	美里町 高宮	三郷	1,130]]	"
	美里町 長野 美里町 長野	南長野 細野	459 30	91,800 6,000	II II))))
	<u> </u>	細野 細野	438	87,600]]
	美里町 長野	平木	425	85,000	JJ	"
	美里町 長野	中野	1,034	206,800	,,, ,,	"
	美里町 辰水	家所	910	182,000	"	"
	美里町 辰水	家所	591	118,200	IJ	"
	美里町 辰水	家所	1,101	220,200	JJ]]
	美里町 辰水	穴倉	416	83,200	IJ]]

加入者	地	 区 名	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払額(円)	共済金の支払期日	共済金の 支払方法
E13	美里町 辰水	穴倉	2,281	456,200	IJ	<i>II</i>
E14	美里町 辰水	高座原	110	22,000		"
E15	美里町 辰水	日南田	95	19,000		"
E16	美里町 辰水	日南田	367	73,400]]	"
E17	美里町 辰水	日南田	1,755	351,000		"
E18	美里町 辰水	日南田	896	10,752		"
E19	美里町 辰水	船山	245	49,000		"
F1	美杉町 竹原①	竹原 宝生	1,873	374,600		"
F2	美杉町 竹原①	竹原 中野	553	110,600		"
F3	美杉町 八知①	八知 大野中	143	28,600		"
F4	美杉町 太郎生(中)	太郎生 寺脇	363	72,600		"
F5	美杉町 太郎生(中)	太郎生下出	276	55,200		"
F6	美杉町 太郎生(下)	太郎生 上登	232	46,400		"
F7	美杉町 太郎生(下)	太郎生 上登	438	87,600		"
F8	美杉町 伊勢地②	石名原 払戸東	55	11,000		"
F9	美杉町 八幡	奥津 波篭	52	10,400		"
F10	美杉町 多気	丹生俣 宮垣内	118			"
F10 F11	美杉町 多気	丹生侯 中俣	134	23,600 26,800))]]	"
F11 F12	美杉町 多気 美杉町 多気	上多気 立川		26,800))]]	"
			110			
F13	美杉町 多気	下多気 漆	73	14,600	<i>II</i>]]
F14	美杉町 下之川	下之川 山口	201	40,200	<i>II</i>]]
F15	美杉町 下之川	下之川 山本	28	5,600	"]]
F16	美杉町 下之川	下之川 不動之口	126	25,200	<i>II</i>]]
F17	美杉町 下之川	下之川 不動之口	89	17,800	JJ]]
F18	美杉町 下之川	下之川 不動之口	189	37,800	JJ]]
F19	美杉町 下之川	下之川中津	14	2,800	JJ]]
G1	白山町 家城	南家城 本町6	1,569	313,800	JJ]]
G2	白山町 家城	北家城 上出	96	19,200	IJ	"
G3	白山町 家城	北家城上出	435	5,220	IJ	"
G4	白山町 家城	北家城開下	22	4,400	IJ	"
G5	白山町 家城	藤東出	167	33,400	IJ	"
G6	白山町 家城	藤 飛野	250	50,000	IJ	"
G7	白山町 家城	真見	13	2,600	IJ	"
G8	白山町 家城	真見	44	8,800	IJ	"
G9	白山町 川口	川口 北1	421	84,200	IJ	IJ
G10	白山町 川口	川口 御城3	704	140,800	IJ	IJ
G11	白山町 川口	川口 岩脇	105	21,000	IJ	"
G12	白山町 川口	川口 大広4	137	13,700	IJ	"
G13	白山町 川口	川口 並木	250	50,000	IJ	"
G14	白山町 大三	二本木 中徳田2	359	71,800	IJ	"
G15	白山町 大三	二本木 西徳田上出	255	51,000	IJ	IJ
G16	白山町 大三	二本木 西徳田裏	27	5,400	IJ	IJ
G17	白山町 大三	二本木 浜城西部	115	23,000	IJ	IJ
G18	白山町 大三	二本木 向居上	1,091	218,200	IJ]]
G19	白山町 大三	二本木 向居山出南4	5,597	1,119,400	IJ]]
G20	白山町 大三	二本木 並木	14	2,800	IJ]]
G21	白山町 大三	二本木 並木	1,266	253,200	IJ	11
G22	白山町 倭	佐田 口佐田田辺	170	34,000	IJ	11
G23	白山町 倭	佐田 中佐田南	14	2,800	IJ]]
G24	白山町 倭	佐田 中佐田北出	268	53,600	IJ]]
G25	白山町 倭	佐田 奥佐田東出	13	2,600	IJ]]
G26	白山町 倭	佐田 奥佐田西出	311	62,200	IJ	"
G27	白山町 倭	佐田 奥佐田西出	500	100,000	"	"
G28	白山町 倭	佐田 上佐田前	405	81,000	"	"
G29	白山町 倭	中ノ村上	179	35,800		"
G30	白山町 倭	南出 西出	740	148,000		"
G31	白山町 倭	南出下出	90	18,000		"
G32	白山町 倭	南出宮ノ裾下	275	55,000		"
G33	白山町 倭	上ノ村辻	398	79,600		"
<u> </u>		エ/17	ეუი	13,000	//	"

加入者	地	区 名	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払額(円)	 共済金の支払期日	共済金の 支払方法
G34	 白山町 倭	上ノ村 辻	682	136,400		又知为位 II
G35	白山町 八ツ山	八対野 1区中	141	28,200		"
G36	白山町 八ツ山	八対野 1区西	2,313	462,600	IJ	"
G37	白山町 八ツ山	八対野 1区上	125	25,000	IJ	"
G38	白山町 八ツ山	八対野 1区上	185	37,000]]	"
G39	白山町 八ツ山	稲垣 上出	46	9,200	IJ	"
G40	白山町 八ツ山	稲垣 上出	659	131,800	IJ	"
G41	白山町 八ツ山	稲垣 中出	244	48,800	IJ	"
G42	白山町 八ツ山	稲垣 下出	74	14,800	IJ	"
G43	白山町 八ツ山	山田野 北出区東	3,081	616,200	IJ	"
G44	白山町 八ツ山	山田野 美里区西	204	40,800	IJ	"
H1	一志町 大井	一志片山	234	46,800		11
H2	一志町 大井	一志東山	94	18,800		11
H3	一志町 波瀬	一志下ノ世古	53	10,600	<i>II</i>]]
H4	一志町 波瀬	一志遠河	131	26,200]]
H5	一志町 波瀬	一志遠河	399	79,800]]
H6 H7	一志町 波瀬 一志町 波瀬	一志遠河 一志岩垣内	259 1,767	51,800 353,400))]]
H8	一志町 波瀬	一志川原出	410	82,000		"
H9	一志町 波瀬	一志川原出	1,556	18,672		"
H10	一志町 波瀬	一志若杣	733	146,600		"
H11	一志町波瀬	一志室ノ口	24	4,800		"
H12	一志町波瀬	一志室ノ口	165	33,000		"
H13	一志町 川合	一志上垣内	88	17,600		"
H14	一志町 川合	一志上垣内	3	600	IJ	"
H15	一志町 川合	一志中屋敷	70	14,000	JJ	"
H16	一志町 川合	一志片野	264	52,800	IJ	"
H17	一志町 川合	一志小山	15	3,000	IJ	"
H18	一志町 川合	一志小山	324	64,800	IJ	"
H19	一志町 高岡	一志田尻 1	81	16,200	IJ	"
H20	一志町 高岡	一志田尻 2	405	81,000	IJ	"
H21	一志町 高岡	一志日置	2,343	468,600	IJ	"
H22	一志町 高岡	一志其倉	57	11,400		"
I1	旧久居	久居久居 1	413	82,600		11
I2	旧久居	久居久居 1	123]]
I3	旧久居	久居久居 1	729	145,800]]
I4	久居 桃園	久居牧	80	16,000]]
I5	久居 七栗	久居庄田	105	21,000]]]]
I6 I7	久居 七栗 久居 七栗	久居庄田 久居庄田	152 232	30,400 46,400))))
I8	久居 七栗	久居庄田 人居庄田	619	123,800		"
19 I9	久居 稲葉	久居上稲葉	6,066	72,792		"
I10	久居 榊原	久居榊原1区	952	190,400		"
I11	久居 榊原	久居榊原1区	154	30,800		"
I12	久居 榊原	久居榊原1区	594	118,800		"
I13	久居 榊原	久居榊原1区	10,274	256,850	JJ]]
I14	久居 榊原	久居榊原2区	1	200	IJ]]
I15	久居 榊原	久居榊原4区	408	81,600	IJ]]
I16	久居 榊原	久居榊原4区	265	53,000	IJ	IJ
I17	久居 榊原	久居榊原4区	52	10,400	IJ	IJ
I18	久居 榊原	久居榊原5区	358	71,600	11	IJ
I19	久居 榊原	久居榊原5区	202	40,400	IJ	IJ
I20	久居 榊原	久居榊原5区	300	60,000	IJ	11
I21	久居 須ケ瀬	久居須ケ瀬	117	23,400	IJ]]
I22	久居 須ケ瀬	久居須ケ瀬	3			"
	合 計	173人	106,275	17,566,170		

津市告示第278号

下記の者の差押解除通知書は、あてどころ不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送 達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年12月9日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
0000000000	00 0	差押解除通知書
000000		

注意:地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算 して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第279号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。 平成27年12月10日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0609107	平成27年10月1日	平成27年11月20日
7 1 1 5 4 0 0	平成27年10月1日	平成27年11月 9日
9 2 2 7 1 9 3	平成27年10月1日	平成27年11月24日

津市告示第280号

地方自治法施行令(昭和22年条例第16号)第158条第1項の規定に基づき、下記のとおり手数料の収納に関する事務の一部を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年12月15日

津市長 前 葉 泰 幸

1 委託先

- (1) 名称
 - テンプスタッフ・ピープル株式会社 津オフィス
- (2) 主たる事務所の所在地 津市羽所町375番地 百五・明治安田ビル3階
- 2 委託期間

平成28年1月4日から平成30年12月28日まで

- 3 収納する手数料
 - (1) 戸籍手数料
 - (2) 住民票手数料
 - (3) 印鑑証明手数料
 - (4) 戸籍住民諸手数料
 - (5) 印鑑登録証交付手数料
 - (6) 税務諸手数料
- 4 収納方法

現金

津市公告第135号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可 した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定に より次のとおり公告します。

平成27年12月2日

- 1 工事完了年月日平成27年11月27日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 津市美川町14番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名 津市羽所町556番地 中部立地計画株式会社 代表取締役 島 幸一

津市公告第136号

狂犬病予防員より狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成27年12月4日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成27年11月30日
- 2 抑留期間 平成27年12月8日まで

番号	捕獲した	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
	場所						
1	津市栗真中 山町	ミニチュアピンシャー	黒茶	雌	小	91日以上	首輪なし

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282 津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課 電話 059-223-5192

津市公告第137号

狂犬病予防員より狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成27年12月7日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成27年12月1日
- 2 抑留期間 平成27年12月10日まで

番号	捕獲した	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
	場所						
1	津市白山町川口	雑種	茶黒	雄	中	91日以上	首輪なし

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282 津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第138号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可 した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定に より次のとおり公告します。

平成27年12月8日

- 1 工事完了年月日平成27年12月3日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 津市片田志袋町字中反2315番ほか2筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルKサンクス 代表取締役 竹内 修一

津市公告第139号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成27年12月10日

津市上下水道事業告示第19号

津市水道事業給水条例(平成18年津市条例第222号)第11条第4項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成18年水道事業管理規程第14号)第10条第1号の規定により告示する。

平成27年12月10日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
中央環境総設株式	四日市市生桑町 486	平成27年11月18
会社		日

津市上下水道事業告示第20号

津市水道事業給水条例(平成18年津市条例第222号)第11条第4項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成18年水道事業管理規程第14号)第10条第1号の規定により告示する。

平成27年12月10日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
刀根設備工業	伊勢市辻久留一丁目 12 番 14	平成27年11月19
	뮹	日

津市上下水道事業告示第21号

津市公共下水道条例(平成18年条例第201号)第6条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第17条第1項の規定により告示する。

平成27年12月10日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

指定した工事店

工 事 店 名	所 在 地	指 定 期 間
刀根設備工業	伊勢市辻久留	平成27年12月15日から
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	1丁目12番14号	平成31年 3月31日まで
中央環境総設	四日市市生桑町	平成27年12月15日から
株式会社	486番地	平成31年 3月31日まで
三重温水設備	鈴鹿市南若松町	平成27年12月15日から
二里価小取佣	403番地31	平成31年 3月31日まで

津市選挙管理委員会告示第115号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項 並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第 1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、 同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数 の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条 第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の 3分の1の数を次のとおり告示する。

平成27年津市選挙管理委員会告示第107号は廃止する。

平成27年12月2日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次

1 50分の1の数 4,547人

2 6分の1の数 37,888人

3 3分の1の数 75,776人

津市選挙管理委員会告示第116号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により、次の者を 選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成27年12月2日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次

1 抹消者数

 男
 女
 計

 1 人
 0 人
 1 人

- 2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管
- 3 抹消した年月日 平成27年12月2日